

## 春日井市環境測定機器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び事業者が行う環境教育活動及び環境保全活動などを支援するため実施する騒音計等環境測定機器の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(環境測定機器)

第2条 市が貸出す環境測定機器は次に掲げるものとする。

- (1) 普通騒音計
- (2) 振動レベル計
- (3) レベルレコーダ
- (4) 前3号に定める機器の付属品

(貸出しの対象)

第3条 環境測定機器を貸出すことができるものは、次に掲げる測定等を市内で実施するものとする。

- (1) 環境教育など環境学習活動を実施するもの
- (2) 環境状況を把握するため、測定を実施するもの
- (3) 工場・事業場の公害未然防止対策として測定を実施するもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認めるもの

(貸出しの申請)

第4条 環境測定機器の貸出しを受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、環境測定機器借用書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者の行う事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、その貸出ししない。

- (1) 第3条の規定に適合しないと認めるとき
- (2) その他市長が適当でないとき

(申請者の義務)

第5条 申請者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 環境測定機器を目的以外に使用しないこと
- (2) 環境測定機器を他に転貸しないこと
- (3) 使用後は清掃し、清潔を保ち返却すること

(貸出期間)

第6条 貸出しは1回につき原則として借受けた日から7日以内とし、その期間中に返却するものとする。

(破損紛失届)

第7条 申請者は、借り受けた環境測定機器及びその他付属品を破損又は紛失した時は、速やかに環境測定機器破損・紛失届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(損害賠償)

第8条 申請者は、故意又は過失により環境測定機器及びその他付属品を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市環境測定機器貸出要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市環境測定機器貸出要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

環境測定機器借用書

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

住所  
氏名  
名称及び  
代表者氏名

次のとおり、機器の借用を依頼します。

借用機器	普通騒音計 (No. ) 振動レベル計 (No. ) レベルレコーダ (No. ) その他付属品 ( )	
借用理由	(1) 環境教育など環境学習活動を実施 (2) 環境状況の測定を実施 (3) 工場・事業場の公害未然防止対策として測定を実施 (4) その他 ( )	
使用場所	春日井市 (事業所名: )	
借用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
使用責任者	氏名 TEL ( ) -	
契約事項	1 借用中、万一当方の不注意により、破損、紛失等した場合責任をもって修理、弁償します。 2 借用機器に要する消耗品等については、すべて当方の負担とします。	
貸出確認	令和 年 月 日	担当
返却確認	令和 年 月 日	担当
異常の有無	有 ( ) ・ 無	

第2号様式（第7条関係）

環境測定機器破損・紛失届

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

住所

氏名

名称及び

代表者氏名

次のとおり、環境測定機器を破損（紛失）しましたので、届け出ます。

1 破損（紛失）の状態

2 破損（紛失）の理由